

一般競争入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月1日

鹿島地方事務組合管理者 石田 進

1 入札対象事業

- (1) 事業番号 鹿島地方事務組合公告第22号
- (2) 事業名 鹿嶋可燃ごみ中継センター清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集
- (3) 事業種別 該当なし
- (4) 納入場所
 - ア 場所 茨城県鹿嶋市平井2264番 鹿嶋可燃ごみ中継センター敷地内 ※屋外
 - イ 面積 幅1.25m×奥行0.8m以内
 - ウ 電源の高さ 2.3m
- (5) 仕様
 - ア 主として清涼飲料水等を販売する缶・ペットボトル・瓶・紙パックなどの密閉式の容器入り飲料の自動販売機とする。
 - イ 食品の販売も可能とする。
 - ウ 転倒防止については「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
 - エ 消費電力については「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年12月27日経産省告示第26号）」に規定されたエネルギー消費効率以上のものであること。
 - オ 自動販売機は、漏電遮断器付のものとする。
 - カ 自動販売機の設置及び撤去は、使用許可期間内に完了すること。
 - キ 酒・タバコの販売を行わないこと。
 - ク 販売品目の具体的な構成については鹿島地方事務組合との協議によること。
 - ケ 令和6年7月3日より発行される日本国の新紙幣（千円）および現行の硬貨（500円、100円、50円、10円）において商品購入可能な機器であること。
 - コ 本施設の常時の従業者数について
月～土曜日 施設運営事業者10名程度 ごみ運搬事業者6名程度
※日曜日は休業日

上記の従業者以外の自動販売機の利用は原則見込まれない。

サ 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター及び鹿嶋可燃ごみ中継センター自動販売機設置事業者募集仕様書もあわせて参照すること。

(6) 使用許可期間 設置事業者決定の翌日から令和9年7月31日まで

(7) 予定価格（年額で消費税及び地方消費税相当額を除いた額） 34,400円

(8) この財産の使用権を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に提供することはできない。

2 入札参加形態 単体

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができるものとする。なお、設置事業者として決定した後に資格要件を満たしていないことが判明した場合は、その決定を取り消すものとする。

(1) 法人にあつては、神栖市又は鹿嶋市内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあつては、神栖市又は鹿嶋市内に居住し事業を営んでいる者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号 までまたは第6号に掲げられた者でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(6) 市町村税等を滞納していないこと。

(7) 鹿島地方事務組合が定めた一般競争入札参加申請に必要な書類をすべて提出すること。

4 関係書類の配付場所

(1) 場所

鹿島地方事務組合ホームページ

(2) 関係書類等に対する質問及び回答

ア 受付期間 公告日から令和6年7月8日(月)午後5時15分までとする。

イ 受付方法 質問書(様式 任意)により、電子メールで提出するものとする。(必ず質問書の到着を電話で確認すること。)

鹿島地方事務組合施設整備課

電子メール：sisetu@kcj.or.jp TEL: 0299-90-1266

ウ 回答 質問があった場合の回答は、令和6年7月11日（木）に鹿島地方事務組合ホームページに掲載する。

5 入札方法等

- (1) 入札方法 持参のみ
- (2) 入札書 指定入札書による。

ア 入札書取得方法

(イ)鹿島地方事務組合ホームページ 入札契約情報からダウンロードすること。

URL : <http://www.kcj.or.jp/topics4.htm>

(ロ)鹿島地方事務組合総務課において配布

イ 入札書記載金額

入札書には、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (3) 入札用封筒 任意とする。
- (4) 鹿島地方事務組合財務規則等関係法令を遵守すること。

6 入札（開札）

- (1) 入札（開札）日時 令和6年7月24日（木） 午前11時30分
- (2) 入札（開札）場所 神栖市居切660番地3
公設鹿島地方卸売市場 会議室

7 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会人が、くじにより落札候補者を決定する。

8 入札参加資格を証明する書類の提出

落札候補者は、次のとおり、一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 入札日を含め2日以内
- (2) 提出場所 鹿島地方事務組合総務課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類
(作成するもの)

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（申請書は、入札書取得方法と同様に取得すること。）

イ 誓約書

(取得するもの) ※発行後 3 カ月以内のもの

ウ 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※個人の場合は不要

エ 市町村税完納証明書

オ 法人市町村民税の納税証明書(直近 2 カ年分) ※個人の場合は不要

(備考)

鹿島共同可燃ごみクリーンセンター、鹿嶋可燃ごみ中継センターの自動販売機設置について複数物件に申し込む場合、「一般競争入札参加資格申請書」は申し込む物件毎に提出すること。なお、「一般競争入札参加資格申請書」以外のもの(上記イ、ウ、エ、オ)については 1 部ずつの提出で可とする。

9 落札者の決定

(1) 入札参加資格を証明する書類により、落札候補者の資格審査の結果、入札参加資格があると認められる者を、落札者に決定する。

(2) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし、この者につきあらためて入札参加資格の審査を行い、落札者が決定するまで行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

11 支払条件

(1) 建物内に設置する自動販売機にあつては、落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を行政財産使用料とし設置事業者は鹿島地方事務組合に支払うものとする。ただし、1 年に満たない期間にあつては、落札額を使用年の日数で除して得た額(1 円未満切捨て)に対して使用許可日数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(2) 電気料金は設置事業者の実費負担とし、設置事業者は鹿島地方事務組合に負担相当額を支払うものとする。

12 入札の無効

(1) 一般的事項

ア 参加資格のない者の入札書

イ 指定した提出方法で提出されない入札書

ウ 同一人がした 2 通以上の入札書

エ 記名、押印のない者のした入札書

オ 入札について、不正な行為があつたと認められるとき。

カ 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しないとき。

1 3 その他

事務の都合上、入札参加予定者数を把握したいので、入札参加希望者は前日までに下記に連絡して下さい。(連絡がなくても入札参加は可能です。)

(4) その他の詳細不明の点については、次に照会のこと。

鹿島地方事務組合総務課 TEL 0299-90-1186